

山梨県公安委員会規則第4号

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月14日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則（昭和53年山梨県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間に関する規則

第1条（見出しを含む。）中「けん銃」を「拳銃」に改める。

第1条の2（見出しを含む。）中「銃砲刀剣類」を「銃砲等又は刀剣類」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

銃砲刀剣類の所持許可等の期間に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>○<u>銃砲等又は刀剣類の所持許可等の期間に関する規則</u>                      (射撃競技用<u>拳銃</u>等の所持許可期間)                      第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条第1項第4号に規定する射撃競技に用いる<u>拳銃</u>又は空気<u>拳銃</u>(以下「射撃競技用<u>拳銃</u>等」という。)の所持許可の有効期間は、2年とする。                      (芸能の公演等の用途に供する<u>銃砲等又は刀剣類</u>の所持許可の有効期間)                      第1条の2 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの用途に供するための<u>銃砲等又は刀剣類</u>の所持許可の有効期間は、1年とする。                      第2条 略</p>	<p>○<u>銃砲刀剣類</u>の所持許可等の期間に関する規則                      (射撃競技用<u>けん銃</u>等の所持許可期間)                      第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条第1項第4号に規定する射撃競技に用いる<u>けん銃</u>又は空気<u>けん銃</u>(以下「射撃競技用<u>けん銃</u>等」という。)の所持許可の有効期間は、2年とする。                      (芸能の公演等の用途に供する<u>銃砲刀剣類</u>の所持許可の有効期間)                      第1条の2 法第4条第1項第8号又は第9号に規定する芸能の公演又は博覧会その他これに類する催しの用途に供するための<u>銃砲刀剣類</u>の所持許可の有効期間は、1年とする。                      第2条 略</p>